

南九州市告示第66号

南九州市介護職員等就職支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年3月13日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市介護職員等就職支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

南九州市介護職員等就職支援事業補助金交付要綱（令和6年南九州市告示第155号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 研修 介護職員初任者研修をいう。

第2条に次の1号を加える。

(7) 研修補助金 補助金のうち、介護事業所等に新たに就職する者又は継続して就労している者であって、研修を修了したものに交付する補助金をいう。

第3条から第6条までを次のように改める。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 新規就職補助金 令和6年4月1日（以下「基準日」という。）から令和9年3月31日までに介護事業所等に就職する者であって、次のアからウまでのいずれにも該当するものとする。

ア 介護事業所等での勤務経験がない者又は第7条の規定による申請をした日（第5条において「申請日」という。）の5年前の日の属する年度の4月1日以降、この申請に係る就職をした日までの間に介護事業所等に勤務したことがない者

イ 就職した時点で介護職員等である者

ウ 常勤の雇用形態で就職した者で、就職した日から3年を経過する日まで介護事業所等に勤務するもの又は常勤以外の雇用形態で就職した者で、就職した日から1年を経過する日まで介護事業所等に勤務するもの

(2) 就労継続補助金 基準日から令和9年3月31日までに介護事業所等に就

職した者のうち次のア及びイのいずれにも該当するものとする。

ア 介護事業所等での勤務経験がない者又は申請日の5年前の日の属する年度の4月1日以降、この申請に係る就職をした日までの間に介護事業所等に勤務したことがない者

イ 就職した時点で介護職員等である者又は介護事業所等に就職をした日から1年以内に介護職員等としての資格を取得した者

(3) 研修補助金 次のア及びイのいずれにも該当する者とする。

ア 基準日以降に研修を修了し、修了を証明できる日から1年を経過する日までに介護事業所等に就職した者

イ 現に、介護事業所等に勤務している者で、令和8年4月1日以降に研修を修了したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者とならない。

(1) 国又は県による同一目的の支援金、補助金等の交付の決定を受ける者又は受けた者

(2) 勤務している事業所により研修に係る費用の全額を負担若しくは助成される者又は負担若しくは助成された者

(3) 南九州市暴力団排除条例（平成24年南九州市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員である者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表第1のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める期限までに介護職員等就職支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に別表第2に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 新規就職補助金 就職した日から3月以内

(2) 就労継続補助金 それぞれ経過した日から起算して3月以内

(3) 研修補助金 研修修了後介護事業所等に新たに就職した者は、就職した日から3月以内又は現に介護事業所等に就職している者で研修を修了したものは、研修修了後3月以内

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、介護職員等就職支援事業補助金交付決定兼確定通知書（第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

第7条から第9条までを削る。

第10条中「第8条の規定による通知（前条第2項において準用する場合を含む。）を受けた申請者が」を「前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は」に、「交付を受けよう」を「請求をしよう」に改め、同条を第7条とする。

第11条第2項中「第4条」を「第3条」に、「補助金」を「新規就職補助金」に改め、同条を第8条とする。

第12条を第9条とする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）

補助金の種類	要件	補助金の額
新規就職補助金	介護事業所等に常勤の雇用形態で就職した場合	20万円
	介護事業所等に常勤以外の雇用形態で就職した場合	3万円
就労継続補助金	就職して1年経過し引き続き勤務する場合	5万円
	就職して2年経過し引き続き勤務する場合	
	就職して3年経過し引き続き勤務する場合	
研修補助金	研修を修了した場合 (南九州市が実施する介護職員初任者研修の費用を限度とする。)	研修受講料 自己負担相当額

別表第2（第5条関係）

補助金の種類	添付書類
新規就職補助金	(1) 介護職員等の資格を証明する書類の写し又は交付決定通知書
就労継続補助金	(2) 雇用証明書（第2号様式） (3) その他市長が必要と認める書類
研修補助金	(1) 修了証の写し (2) 研修受講料の領収書の写し (3) 助成額が分かる書類（他制度助成の支給を受けたことがある場合） (4) 振込口座を確認できる書類の写し (5) その他市長が必要と認める書類

第1号様式を次のように改める。

南九州市長 様

住所  
氏名  
電話番号

介護職員等就職支援事業補助金交付申請書

年度南九州市介護職員等就職支援事業補助金の交付を受けたいので、南九州市介護職員等就職支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、同要綱第3条に規定する交付対象者に該当し、申請内容に虚偽がないことを誓約します。

記

1 補助金の種別

新規就職補助金  就労継続補助金  研修補助金

2 補助金交付申請額 金 円

3 就職した日 年 月 日

4 研修を修了した日（研修補助金の場合）

年 月 日

5 研修受講料（研修補助金の場合）

全額自己負担  他制度助成あり（助成額 円）

6 添付書類

(1) 新規就職補助金及び就労継続補助金の場合

ア 介護職員等の資格を証明する書類の写し又は交付決定通知書

イ 雇用証明書（第2号様式）

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 研修補助金の場合

ア 修了証の写し

イ 研修受講料の領収書の写し

ウ 助成額が分かる書類（他制度助成の支給を受けたことがある場合）

エ 振込口座を確認できる書類の写し

オ その他市長が必要と認める書類

第2号様式中「第7条，第9条関係」を「第5条関係」に改める。  
第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第 号  
年 月 日

様

南九州市長

介護職員等就職支援事業補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度の南九州市介護職員等就職支援事業補助金については、南九州市介護職員等就職支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定し、補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金の種別

新規就職補助金  就労継続補助金  研修補助金

2 交付決定及び確定額 金 円

3 就職した日 年 月 日

4 研修を修了した日（研修補助金の場合）

年 月 日

5 経過日（就労継続補助金の場合）

(1) 1年経過日 年 月 日

(2) 2年経過日 年 月 日

(3) 3年経過日 年 月 日

6 交付条件

南九州市補助金等交付規則及び南九州市介護職員等就職支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

南九州市長 様

住所  
氏名

介護職員等就職支援事業補助金交付請求書

次のとおり補助金の交付を請求します。

対象事業名	南九州市介護職員等就職支援事業			
交付確定額	金 円			
交付請求額	金 円			
振込先	金融機関名		支店名	
	種 別	1 普通 2 当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の南九州市介護職員等確保対策事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお、従前の例による。